

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年6月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600122号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600098号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月10日の標準賞与額を117万5,000円、平成23年12月9日の標準賞与額を117万5,000円、平成24年6月8日の標準賞与額を117万5,000円、平成24年9月28日の標準賞与額を49万円、平成24年12月10日の標準賞与額を117万5,000円、平成25年6月10日の標準賞与額を117万5,000円に訂正することが必要である。

平成23年6月10日、平成23年12月9日、平成24年6月8日、平成24年9月28日、平成24年12月10日及び平成25年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年6月10日、平成23年12月9日、平成24年6月8日、平成24年9月28日、平成24年12月10日及び平成25年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月10日
② 平成23年12月9日
③ 平成24年6月8日
④ 平成24年9月28日
⑤ 平成24年12月10日
⑥ 平成25年6月10日

A社に勤務した請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、当該期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①から⑥までに係る「賞与台帳」により、請求者は平成23年6月10日、平成23年12月9日、平成24年6月8日、平成24年12月10日及び平成25年6月10日に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(117万5,000円)に基づく厚生年金保険料を

控除されており、また、平成 24 年 9 月 28 日に賞与を支給され、賞与額（50 万円）に見合う標準賞与額より低い標準賞与額（49 万円）に基づく厚生年金保険料（4 万 1,030 円）を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上記「賞与台帳」により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 23 年 6 月 10 日は 117 万 5,000 円、平成 23 年 12 月 9 日は 117 万 5,000 円、平成 24 年 6 月 8 日は 117 万 5,000 円、平成 24 年 9 月 28 日は 49 万円、平成 24 年 12 月 10 日は 117 万 5,000 円、平成 25 年 6 月 10 日は 117 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600123号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600099号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月10日の標準賞与額を136万円、平成23年12月9日の標準賞与額を136万円、平成24年6月8日の標準賞与額を136万円、平成24年9月28日の標準賞与額を97万9,000円、平成24年12月10日の標準賞与額を136万円、平成25年6月10日の標準賞与額を136万円に訂正することが必要である。

平成23年6月10日、平成23年12月9日、平成24年6月8日、平成24年9月28日、平成24年12月10日及び平成25年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年6月10日、平成23年12月9日、平成24年6月8日、平成24年9月28日、平成24年12月10日及び平成25年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月10日
② 平成23年12月9日
③ 平成24年6月8日
④ 平成24年9月28日
⑤ 平成24年12月10日
⑥ 平成25年6月10日

A社に勤務した請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、当該期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①から⑥までに係る「賞与台帳」により、請求者は平成23年6月10日、平成23年12月9日、平成24年6月8日、平成24年12月10日及び平成25年6月10日に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(136万円)に基づく厚生年金保険料を控除さ

れており、また、平成 24 年 9 月 28 日に賞与を支給され、賞与額（100 万円）に見合う標準賞与額より低い標準賞与額（97 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料（8 万 2,060 円）を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上記「賞与台帳」により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 23 年 6 月 10 日は 136 万円、平成 23 年 12 月 9 日は 136 万円、平成 24 年 6 月 8 日は 136 万円、平成 24 年 9 月 28 日は 97 万 9,000 円、平成 24 年 12 月 10 日は 136 万円、平成 25 年 6 月 10 日は 136 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。